鹿シ第　76 号
令和8年10月19日

発注者　各位

公益社団法人鹿沼市シルバー人材センター
理事長　佐々木　克博(公印省略)

シルバー人材センターの契約方法の見直しについて(お知らせ)

平素より、当センターの事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、シルバー人材センターでは、フリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)の趣旨を踏まえ、会員の就業条件を明確にし、適正な契約関係を構築するため、令和9年4月1日以降の契約から、契約方法を見直す予定です。

これまで、発注者から当センターが業務を一括して受託し、当センターから会員へ仕事を提供する契約方式としておりました。新しい契約方式では、まず発注者が「シルバー人材センター利用規約(※1)」と「会員業務就業規約(※2)」に同意の上、センターと「利用契約」を結びます。その上で当センターは、利用契約に基づき、業務の内容や報酬等の就業条件を会員に明示し、会員がその内容に同意することで、発注者と会員との間に業務委託契約(請負・委任)が成立する仕組みとなります。

これにより、発注者・会員・センターの三者による、包括的な契約関係のもとで業務を実施する事となります。

なお、契約に関する手続き、就業する会員との調整、請求等については、これまでと同様に当センターが窓口となります。したがいまして、発注者の皆様に会員と個別に契約手続きを行っていただく必要はありません。

また、請求につきまして、当センターが発注者の皆様からいただく料金は、「会員業務委託料(就業した会員に対する報酬)」と「センター業務委託料(センターの事務費等)」から構成されることとなります。

このうち、会員業務委託料については、就業した会員に対する報酬であり、会員の多くは消費税の免税事業者であることから、当該報酬については適格請求書(インボイス)の交付を受けることができません。

一方、センター業務委託料については、当センターから適格請求書(インボイス)を交付いたします。

そのため発注者の皆様におかれましては、会員業務委託料に係る仕入税額控除の取扱いについて、現在の契約方式から変更が生じる場合があります。

発注者の皆様におかれましては、今回の契約方式の見直しについて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。今後とも、当センターの事業運営につきまして、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※1「シルバー人材センター利用規約」
　発注者が当センターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルールを定めたもの
※2「会員業務就業規約」
　会員が当センターを通じて業務に就業する際の基本的なルールを定めたもの

裏面へ

記

1. 変 更 日

令和9年4月1日以降の契約から

2. 対象となる契約

当センターの会員に業務委託する契約

3. 契約方法の変更

発注者と当センターとの「利用契約」に基づき、当センターが会員に就業条件を明示し、会員が同意した上で、発注者と会員との間で業務委託契約（請負・委任）が成立する方式に変更します。

4. 発注者の皆様へのお願い

契約方法の変更に伴い、「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」への同意をお願いいたします。

5. その他

契約方法の詳細につきましては、別添のリーフレット、「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」をご覧ください。なお、契約方法の変更後も、発注者の皆様からのご相談、契約手続き、会員との調整、請求等につきましては、引き続き当センターが窓口となります。

以上

〈お問い合わせ先〉
（公社）鹿沼市シルバー人材センター事務局
TEL　0289-65-3200
Fax　0289-62-9474
E-mail：kanuma@sjc.ne.jp
担当　駒 場